

令和7年度トラスト保全地保全管理業務委託
企画提案募集要領

1 概要

埼玉の優れた自然や貴重な歴史的環境の保全を図るさいたま緑のトラスト運動の趣旨に基づき、トラスト運動により取得したトラスト保全地（県有地）の効果的な保全管理を図るため、地域住民を始めとした県民主体の保全管理をNPOや公益法人等の民間団体へ委託する。

この事業の委託候補者を選定するための企画提案を下記のとおり募集する。

2 募集内容

(1) 委託業務名・委託業務内容

令和7年度緑のトラスト保全地保全管理業務委託仕様書（以下、仕様書という）
1号地～14号地のとおり

(2) 委託期間

令和7年6月1日から令和8年3月31日まで

(3) 委託料の上限額

仕様書「4 委託料の上限額」に記載のとおり

3 応募資格

次に掲げる要件（1）～（10）を全て満たすものとする。

- (1) さいたま緑のトラスト運動の趣旨を理解し、定款又は会則等にみどりの保全を事業目的として設けている法人格を持つ団体であること。
- (2) 5人以上の構成員がいること。
- (3) 団体の主たる事務所が県内にあること。
- (4) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする団体でないこと。
- (5) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする団体でないこと。
- (6) 特定の公職の候補者若しくは公職にある者、又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする団体でないこと。
- (7) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により一般競争入札の参加資格を有しない団体でないこと。
- (8) 暴力団又はその構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体でないこと。

- (9) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てが行われている団体でないこと。
- (10) 埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止の措置を受けていないものであること。

4 委託費

- (1) トラスト保全地の保全管理費に必要となる経費を支払う。
- (2) 委託費の支払いは、概算払により支払うものとする。

5 必要経費

計上できる必要経費は、役務費、消耗品費、保険料、使用賃借料、通信運搬費、燃料費、人件費、旅費、報償費等とする。（別紙1「経費計上の考え方」を参照）

6 スケジュール

募集要領の公開	令和7年4月	9日(水)	
質問事項の受付開始	4月	9日(水)	9時から
質問事項の受付期限	4月14日(月)		15時まで
質問事項の回答	4月17日(木)		
企画提案競技参加申込書の提出期限	4月18日(金)		17時まで
企画提案書の受付開始	4月21日(月)		9時から
企画提案書の提出期限	5月	9日(金)	17時まで
企画提案審査	5月	中旬	
審査結果の通知	5月	中旬	

7 質問の受付及び回答

募集内容に関する質問を次のとおり受け付ける。

(1) 受付期間

令和7年4月9日(水) 9時から令和7年4月14日(月) 15時まで

(2) 受付方法

質問事項は、「質問書（別紙2）」に質問内容を記載のうえ、「13 問い合わせ先及び書類の提出先」宛て電子メールにて送付すること。送信後は電話による到達確認を行うこと。なお、簡易な確認事項を除き、電話による質問には応じない。

(3) 回答方法

質問に対する回答は、質問者を伏せた上で、4月17日(木)までに埼玉県ホームページ (<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0508/trusthozen-koubo.html>) に掲載する。

8 企画提案競技参加申込書の提出

本業務の企画提案競技への参加を希望する者は、「企画提案競技参加申込書（別紙3）」を提出すること。

(1) 提出期間

募集要領公開後から令和7年4月18日(金) 17時まで

(2) 提出方法

「13 問い合わせ先及び書類の提出先」宛て電子メールにより提出すること。なお、送信後は電話による到達確認を行うこと。

9 企画提案書等の提出

企画提案に当たっては、以下の書類（電子データ）を提出すること。

(1) 提出書類

- ①（様式第1号）緑のトラスト保全地保全管理計画書（企画提案書）
- ②（様式第1号-1）保全管理実施スケジュール
- ③（様式第1号-2）事業費支出計画
- ④（様式第1号-3）実施体制
- ⑦（様式第1号-4）資機材保有状況
- ⑧（様式第2号）団体概要
- ⑨（様式第3号）団体目的等についての確認書
- ⑩（様式第4号）トラスト運動としてのみどりの保全実績
- ⑪ 添付書類
 - ・ 定款又は会則、役員名簿
 - ・ その他参考となる資料

(2) 提出期間

令和7年4月21日(月) 9時から令和7年5月9日(金) 17時まで（必着）

(3) 提出方法及び提出先

「13 問い合わせ先及び書類の提出先」に電子メールで提出すること。なお、20MB以上の容量のデータの送付となる場合は、県から専用の受け取り便を送るので、申し出ること。

(4) 応募書類の取扱い

提出された書類は返却しない。

(5) その他

ア 応募書類の作成・提出に要する経費は、企画提案者の負担とする。

- イ 提出期限を過ぎて提出された応募書類は無効とする。また、提出後の差替え及び再提出は認めない。ただし、県からの指示による場合はこの限りではない。
- ウ 企画提案者が提出書類に虚偽の記載をした場合は、当該企画提案を無効とする。契約締結後に虚偽が発覚した場合には、当該契約を解除する。
- エ 企画提案書等の提出後に応募を辞退する場合は、その旨を文書（様式任意）に記載の上、「13 問い合わせ先及び書類の提出先」に電子メールにて提出すること。
- オ 提出された企画提案書等は、委託候補者の選定以外に提出者に無断で使用しない。ただし、埼玉県情報公開条例（平成 12 年埼玉県条例第 77 号）に基づき公文書開示請求がなされた場合は、この限りではない。
- カ 企画提案事業は、国、県及び市町村等から助成を受けることはできない。

10 審査に関する事項（委託候補者の選定）

（1）審査方法

委託候補者の選定にあたっては、令和 7 年度緑のトラスト保全地保全管理業務委託候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、企画提案者が提出した企画提案書に基づくプレゼンテーション（質疑応答を含む）を行い、選定委員会が提案内容を総合的に評価し、評価が最も高かった提案者を委託先候補者として選定する。

ただし、応募者多数の場合には書類で 1 次審査を行い、1 次審査を通過した者（3 者程度）だけがプレゼンテーションを行う。応募者少数の場合で、十分な審査が可能となる場合は書面審査とする場合がある。

なお、企画提案書を提出した者が 1 者のときは、審査委員会が提案内容を総合的に審査し、本業務の委託先として適当であると認めた場合に、当該企画提案書等を提出した者を委託先候補者として選定する。

（2）プレゼンテーション審査

ア 開催日時・場所

〈日時〉令和 7 年 5 月中旬を予定

〈場所〉埼玉県庁周辺を予定（対面での開催）

※ 参加者に対して実施日、開始時間、会場等を E メールで連絡する。

イ プレゼンテーション等の時間

プレゼンテーションは 1 者当たり 5 分以内、企画提案に対する質疑は 1 者当たり 10 分程度とする。

ウ 出席者

1 者につき 3 名以内、主たる説明者は本業務を実施する際の統括責任予定者とする。ただし、本業務に従事する予定で、かつ提案内容について十分に

把握している者であれば、主たる説明者が統括責任予定者以外でも差し支えない。

なお、正当な理由なく参加しなかった者の提案は無効とする。

エ その他

プレゼンテーションは、提出された企画提案書等を用いるものとし、パソコンの持込みを可能とする。

(3) 審査基準

評価項目・評価の視点は次のとおりとする。

評価項目	評価の視点
提案者の実績	ナショナル・トラスト運動としてのみどりの保全の事業実績を有しているか
実現可能性	提案した事業を確実に実施するため、保全に取り組もうとする地域住民を始めとした県民の主体的な参加により保全管理を実施していく体制を有しているか
	保全管理に必要な動植物の知識やチェーンソー等の技術を有し、トラスト保全第1号地～14号地の特徴に合わせた保全管理を行うことができるか
業務実施体制	活動の担い手として、ボランティアスタッフのような人的資源を活用・確保できる団体であるか
	トラスト保全地で人的被害及び物的被害が出た場合の対応体制を有してしているか
	地元市町と連携して保全管理を行うことができるか
活動の担い手の創出	幅広い県民に対する活動参加の呼びかけ及び新たな担い手を掘り起こす提案が含まれているか
見積の妥当性	費用の見積内容や項目は合理的かつ妥当であるか
保全地の価値向上	創意工夫を凝らした管理手法により、トラスト保全地が有する価値を高める具体的な提案があるか

(4) 審査結果の通知

審査結果は、令和7年5月中旬に提案者全員に対し電子メールで通知する。なお、審査及び審査結果についての問い合わせには応じない。

(5) その他

提案者が次の事項に該当した場合、委託候補者として選定しない。

ア 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

イ 本募集要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合

ウ 委託上限額を超える企画提案書を提出した場合

エ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合

11 契約方法

県は、委託候補者と業務履行に必要な協議を行い、協議が整った場合は委託候補者から改めて見積書を徴取し、見積書を精査の上、随意契約により委託契約を締結する。なお、協議の上、企画提案書の一部を変更する場合がある。

委託候補者に業務を遂行できない重大な事由が判明した場合や、契約締結までの間に委託候補者に事故ある場合等、実施に係る協議が整わない場合は、委託契約を締結しない場合がある。この場合、企画提案が2者以上あった場合は、評価点が2番目に高かった者と改めて協議を行う。

12 その他留意事項

令和7年度歳入歳出予算が議決されなかったとき、又は本事業に係る歳入歳出予算の金額に減額等があった時は、この企画提案募集を停止、中止又は取り消すことがある。

13 問い合わせ先及び書類の提出先

埼玉県環境部みどり自然課 ネイチャーポジティブ推進担当

TEL : 048-830-3150

E-mail : a3140-11@pref.saitama.lg.jp